

【参考】

○表彰細則（抜粋）

（表彰）

第2条 会長は、本会の会員（監査法人を除く。以下同じ。）が次の各号の一に該当するとき、当該会員を表彰することができる。

一 公認会計士登録の期間が通算して30年以上であり、かつ、満100歳以上にして公認会計士として本会の発展に貢献したと認めたとき

二 公認会計士登録の期間が通算して30年以上であり、かつ、満70歳以上にして公認会計士として本会の発展に貢献したと認めたとき（前号に該当する場合を除く。）

三 本会の役員として功績顕著であり、3年以上在任し、退任したとき

四 本会の委員等として功績顕著であり、その在任期間が通算して10年を経過したとき

五 本会の委員等として功績顕著であり、その在任期間が通算して3年を経過したとき

六 本会の地域会の会長として功績顕著であり、3年以上在任し、退任したとき

七 その他、本会对しその功績顕著であると特に認めたとき

2 前項第一号から第五号までの表彰を受けた会員については、同一の該当事由による表彰は重ねて行わないものとする。